

# 盛岡広域環境組合ニュース



〒020-8531 岩手県盛岡市若園町2番18号 TEL.019-613-7653/FAX.019-623-5553

組合のホームページ

盛岡広域環境組合では、広域8市町（盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町）の老朽化した既存のごみ焼却施設（6施設）を1施設に集約し、新施設の令和14年度の稼働に向けて、施設整備に関する事務を進めています。施設整備の現在の状況と、今後の予定についてお知らせします。

## 施設整備のスケジュール

新しいごみ焼却施設は令和14年度の稼働開始を目指し、下記のスケジュールで事業を進めています。

令和7年度は、6年度に引き続き環境影響評価を行うとともに、「ごみ処理施設整備基本計画」の策定や、事業用地の取得準備、事業者選定に向けた手続きを進めました。

| ● 実施予定の主な事業    | 令和<br>～6年度 | 7年度   | 8年度   | 9年度   | 10年度  | 11年度  | 12年度  | 13年度  | 14年度  |
|----------------|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 施設整備基本計画       | ■ ■ ■      |       |       |       |       |       |       |       |       |
| 環境影響評価         | ■ ■ ■      | ■ ■ ■ | ■ ■ ■ | ■ ■ ■ |       |       |       |       |       |
| 施設整備・運営事業者選定手続 | ■ ■ ■      | ■ ■ ■ | ■ ■ ■ | ■ ■ ■ | ■ ■ ■ |       |       |       |       |
| 事業用地等調査・取得     |            | ■ ■ ■ | ■ ■ ■ | ■ ■ ■ | ■ ■ ■ |       |       |       |       |
| 施設の設計、建設工事     |            |       |       |       | ■ ■ ■ | ■ ■ ■ | ■ ■ ■ | ■ ■ ■ | ■ ■ ■ |

施設  
稼働

## ごみ処理施設整備基本計画

新しいごみ焼却施設の整備に向け、施設規模やごみ処理方式などの基本的な仕様や、施設の有効活用方針などを取りまとめた「ごみ処理施設整備基本計画」を令和7年6月に策定しました。この計画は、「県央ブロックごみ・し尿処理広域化基本構想」や「一般廃棄物処理基本計画」、国や県の循環型社会・脱炭素の方針を踏まえ、「施設整備検討委員会」での調査審議を経て、策定したものです。



基本計画はこちら

## ● 施設整備検討委員会

学識経験者や住民代表で構成する「施設整備検討委員会」において、令和5年度から計8回、専門的な知見やパブリックコメントでの意見などに基づいて、「施設整備基本計画（案）」の検討が行われました。



施設整備検討委員会の様子

## ● パブリックコメント

住民の皆さまから幅広く意見をいただき、「施設整備基本計画」の策定の参考とするため実施したパブリックコメントに対して、78人の方から187件の意見が寄せられました。そのうち、次の意見を計画に反映しました。

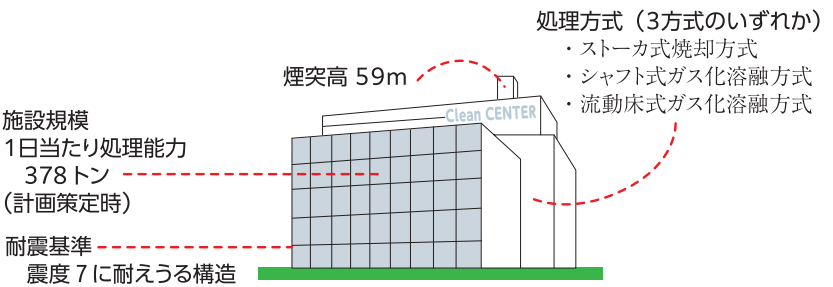


詳細はこちら

| 意見等の要旨                                       | 計画への反映内容                                                                                                      |
|----------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ・ごみの堆肥化やプラスチック類の資源化を含む循環事業としての処理方式が考慮されていない。 | 「既往のごみ処理技術の整理」において、「新施設稼働までにプラスチックの分別回収が開始されるため、プラ類を処理対象から除外し、また、本施設での処理により発生する副生成物に関して、方式毎に評価する」ことなどを追記しました。 |
| ・ごみ焼却施設の煙突が雄大な岩手山の景観を損ねるのではないかな。             | 「煙突高の検討」において、「景観性」の評価部分に、「周囲の山並みとの景観への影響を緩和し、工場棟と一体での建設が可能である」ことを追記しました。                                      |
| ・建設後の熱の有効活用として、市民が愛用できる施設を要望します。             | 「電力以外（蒸気・温水）に係る余熱の活用」において、「地域住民と協議を進め、地域振興施設などの活用方法を検討していく」ことを追記しました。                                         |

● 施設の整備概要

「施設整備基本計画」では、新しいごみ焼却施設の整備概要を右図のとおりとしました。



● 新施設の自主基準値

盛岡市クリーンセンターの自主規制値と同等、又はより厳しい自主規制値を定め、安全な施設運転を目指します。

・排ガスに係る国の排出基準値との比較

| 項目                     | 国の排出基準値 | 盛岡市クリーンセンター自主規制値 | 新施設自主規制値 |
|------------------------|---------|------------------|----------|
| ばいじん (g/m³N)           | 0.08    | 0.01             | 0.01     |
| 硫黄酸化物 (ppm)            | 1592    | 10               | 10       |
| 窒素酸化物 (ppm)            | 250     | 100              | 50       |
| 塩化水素 (ppm)             | 430     | 10               | 10       |
| 水銀 (μg/m³N)            | 30*     | 50*              | 30       |
| ダイオキシン類 (ng-TEQ / m³N) | 0.1     | 0.1              | 0.05     |

※平成30年3月以前に設置された施設は、50μg/m³Nが国の排出基準値  
青字は盛岡市クリーンセンター自主規制値と同じ、赤字は低い値

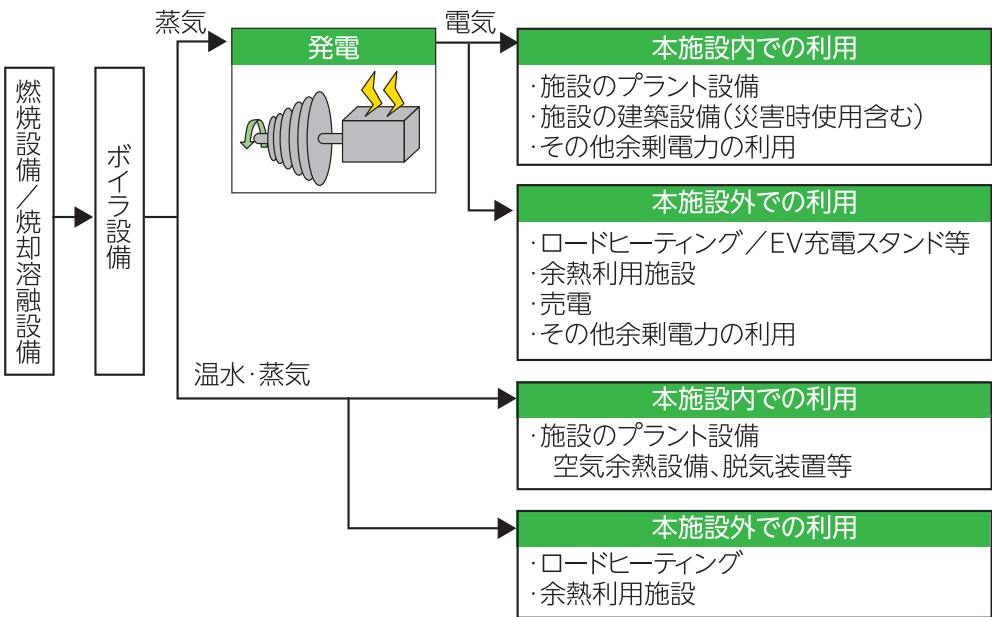
ppm: 成分比や濃度を表す単位で100万分の1を表す  
μg(マイクログラム): 100万分の1グラムのこと / ng(ナノグラム): 10億分の1グラムのこと  
TEQ: 毒性等量(ダイオキシン類の中でも最も毒性の強い物質に換算した値)

● 余熱や施設の活用

ごみの焼却に伴う余熱による温水及び蒸気は、発電などにより施設内設備の稼働に利用されるほか、ロードヒーティングや売電など施設内外での活用が可能であり、現在、地域住民との協議を進めながら、地域振興に貢献することができる施設の整備など、活用方法の検討を進めています。

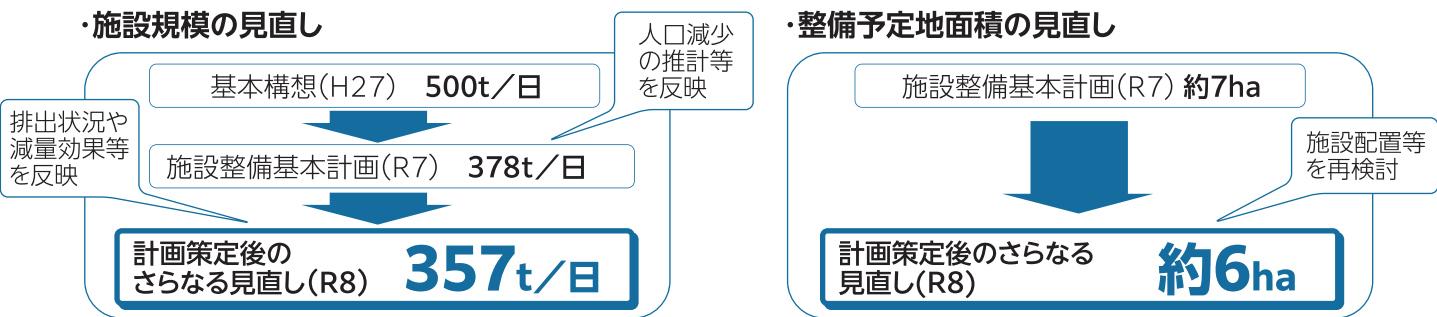
また、施設自体も防災備蓄庫や災害時の一時避難所として活用するほか、施設見学や説明展示などを通じ、環境学習の場としても活用できるよう、施設の有効活用を図ります。

・余熱利用の方針



施設規模等の見直し

施設規模等については、「施設整備基本計画」の策定後も、適正規模への縮小に向けた検討を行い、令和6年度の各市町のごみ排出状況や、今後のさらなるごみ減量の取組などを見込み、次の規模へと見直しを行いました。





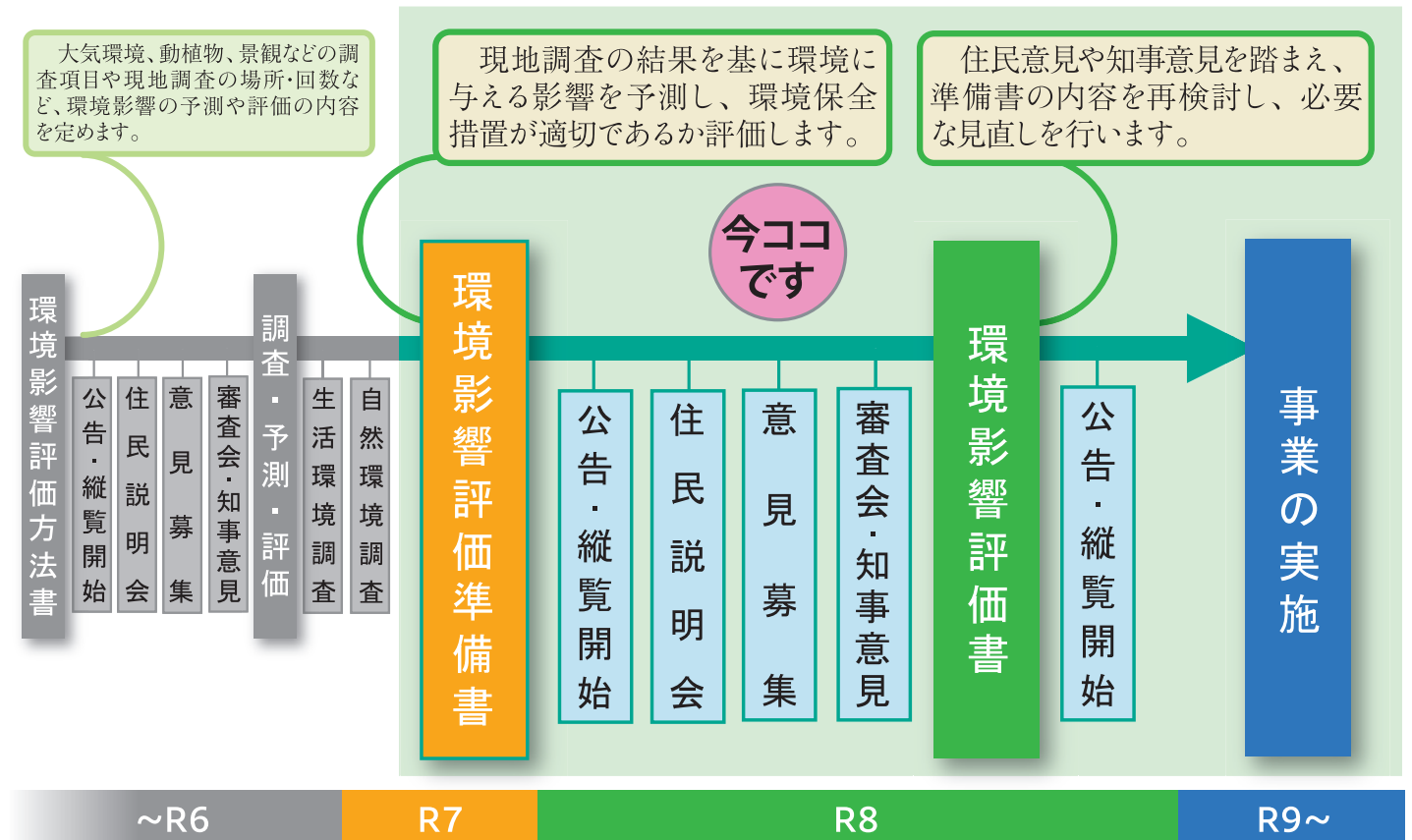
詳細はこちら

ごみ焼却施設の整備事業に伴い、「岩手県環境影響評価条例」に基づく環境影響評価(環境アセスメント)の手続きを進めています。

## ● 環境影響評価制度とは

大規模な開発事業などの実施により、周辺の環境にどのような影響を及ぼすか、あらかじめ、事業者自らが調査、予測、評価を行い、その結果を公表して、住民、知事、市町村長などの意見を聴き、それらを踏まえて環境保全の観点から、よりよい事業計画を作り上げ、環境への影響をできるだけ少なくするための手続きです。

## ● 手続きの流れ(これまでとこれから)



## ● これまでの実施状況

### ・現地調査(令和6年9月～令和7年8月)

施設整備予定地を中心に、各環境影響評価項目について、1年間の現地調査を実施しました。

### ・現地調査見学会(令和7年8月20日(水))

場 所 施設整備予定地(上厨川字川原地内)  
午前、午後合わせて2回の見学会を開催し、24人が参加しました。



気象観測機器打ち上げなどの見学・説明を行いました

## ● 今後の予定

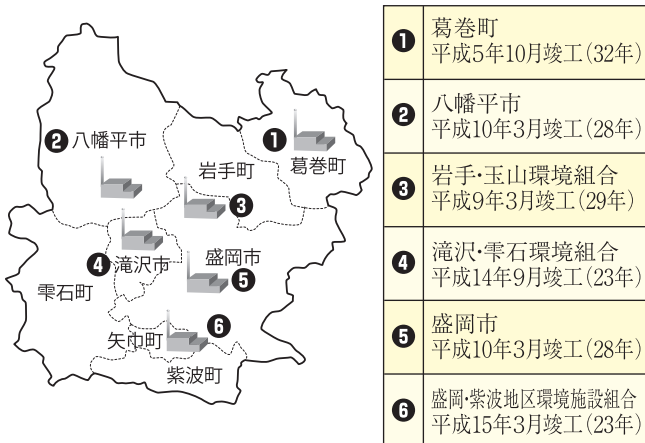
「環境影響評価準備書」については、住民の皆さまや関係各所からの意見等を踏まえて内容を調整し、最終的に「環境影響評価書」を作成し、公表します。

詳細については、組合及び構成市町のホームページ等でお知らせします。

## 皆さまからのQ&A

**Q** 人口が減り、ごみも減るのに、大規模施設を作るの？

**A** 盛岡広域8市町には、現在6つのごみ焼却施設があります。最も新しい施設でも稼働期間が20年を超え、老朽化に伴い維持修繕に多額の費用を要しており、施設の更新が必要となっています。8市町は、現在の6施設をそれぞれ更新するよりも、コスト・環境負荷の面でメリットが期待される、「1施設集約化」を進めており、施設規模の見直しを重ね、よりコンパクトな施設を目指しています。



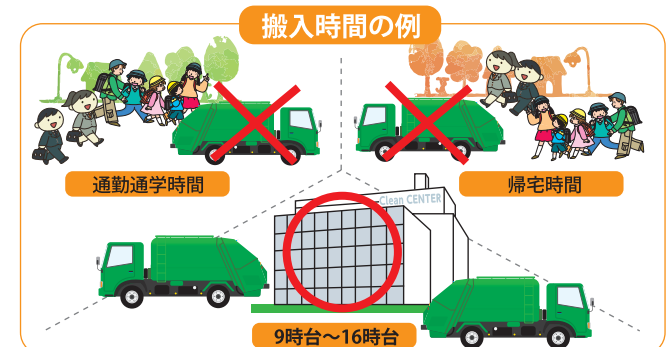
※( )は経過年数

**Q** ごみ収集車が増えて、交通渋滞が起きるのでは？

**A** 新施設周辺の交通環境への影響が生じないよう、搬入時間を定め、搬入ルートを指定します。

①搬入時間の設定  
朝夕の通勤通学や帰宅時間を避けて設定します。

②搬入道路の指定  
搬入ルートとして、生活道路を通行しないルートを指定します。



**Q** 分別・資源化を徹底すれば、大規模施設は必要ないのでは？

**A** 新施設の稼働までに、プラスチックごみの資源化を開始するよう各市町で検討し、焼却処理量減少に向けて取り組んでいます。

また、各市町の減量の効果を見込み、将来のごみ排出量を改めて推計して、施設規模を1日あたり357tまで縮小しました。

8市町は相互連携しながら、さらなる分別・資源化に取り組みます。



**Q** ごみ焼却施設の処理方式を決めないのはどうして？

**A** 「施設整備基本計画」で3方式を選定し、それぞれの長所を活かしながら、事業者からより経済的な提案を求めようとするものです。

**Q** 新施設の整備費は市町の負担金だけで支払うの？

**A** ごみ処理施設整備の財源としては、環境省の交付金や地方債などが充てられ、不足分には市町の負担金が充てられます。

## 組合議会の結果

令和7年2月と10月、令和8年2月と6月に盛岡広域環境組合議会を開催しました。

- **令和7年2月議会定例会** 令和7年2月7日開催。5件の議案が可決されました。
- **令和7年10月議会定例会** 令和7年10月28日開催。4件の議案が可決されました。
- **令和8年2月議会定例会** 令和8年2月12日開催。令和8年度一般会計予算が否決されました。
- **令和8年6月議会臨時会** 令和8年6月3日開催。令和8年度一般会計予算など計5件の議案が可決されました。



議会結果はこちら